

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】令和5年6月20日(2023.6.20)

【公開番号】特開2022-140456(P2022-140456A)

【公開日】令和4年9月26日(2022.9.26)

【年通号数】公開公報(特許)2022-176

【出願番号】特願2022-109808(P2022-109808)

【国際特許分類】

C 08 F 2/44(2006.01)

10

G 02 B 5/20(2006.01)

C 08 F 292/00(2006.01)

【F I】

C 08 F 2/44 A

G 02 B 5/20

C 08 F 292/00

【手続補正書】

【提出日】令和5年6月12日(2023.6.12)

20

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

半導体粒子(A)、光重合性化合物(C)、及び光重合開始剤(D)を含む感光性組成物であって、

前記光重合性化合物(C)が、ビニルエーテル基と(メタ)アクリロイル基を同一分子内に有する化合物(C2)を含む、感光性組成物。

30

【請求項2】

前記光重合性化合物(C)が、分子量180以下である(メタ)アクリレート化合物(C1)を含む、請求項1に記載の感光性組成物。

【請求項3】

前記化合物(C1)の25における粘度が、1.2cP以下である、請求項2に記載の感光性組成物。

【請求項4】

前記化合物(C1)の含有量が、感光性組成物の総量に対して、5質量%以上、50質量%以下である、請求項2又は3に記載の感光性組成物。

【請求項5】

前記化合物(C2)の含有量が、感光性組成物の総量に対して、5質量%以上、50質量%以下である、請求項1~4のいずれかに記載の感光性組成物。

40

【請求項6】

前記感光性組成物が、更に安定化剤(E)を含み、

前記安定化剤(E)の含有量が、感光性組成物の総量に対して、8質量%以上である、請求項1~5のいずれかに記載の感光性組成物。

【請求項7】

前記安定化剤(E)の含有量が、感光性組成物の総量に対して、16質量%以上である、請求項6に記載の感光性組成物。

【請求項8】

50

前記半導体粒子(A)の含有量が、感光性組成物の総量に対して、16質量%以上、45質量%以下である、請求項1～7のいずれかに記載の感光性組成物。

【請求項9】

前記光重合性化合物(C)が、カルボキシル基と、カルボキシル基以外の3つ以上の官能基とを同一分子内に有する化合物(C3)を含む、請求項1～8のいずれかに記載の感光性組成物。

【請求項10】

前記化合物(C3)の含有量が、前記半導体粒子(A)100質量部に対して、25質量部以上、100質量部以下である、請求項9に記載の感光性組成物。

【請求項11】

前記感光性組成物の40において粘度が20cP以下である、請求項1～10のいずれかに記載の感光性組成物。

【請求項12】

前記光重合開始剤(D)の含有量が、前記光重合性化合物(C)100質量部に対して、8質量部以上、50質量部以下である、請求項1～11のいずれかに記載の感光性組成物。

【請求項13】

前記感光性組成物が、更に、体積基準のメディアン径が0.15μm以上の光散乱剤(B)を含む、請求項1～12のいずれかに記載の感光性組成物。

【請求項14】

前記感光性組成物が、更に溶剤(F)を含み、
前記溶剤(F)の含有量が、感光性組成物の総量に対して、3.5質量%以下である、
請求項1～13のいずれかに記載の感光性組成物。

【請求項15】

インクジェットプリンター用インクである、請求項1～14のいずれかに記載の感光性組成物。

【請求項16】

温度40以上で、インクジェットプリンターの吐出ヘッドから吐出する、請求項15に記載の感光性組成物の使用。

【請求項17】

請求項1～15のいずれかに記載の感光性組成物から形成される硬化膜。

【請求項18】

垂直寸法が9μm以上および/または水平寸法が10μm以上900μm以下である、
請求項17に記載の硬化膜。

10

20

30

40

50